

2023年2月

お客さま各位

碧海信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の適用対象の変更について

当金庫では、2023年4月1日より、「未利用口座管理手数料」をすべての普通預金口座（総合口座を含みます）および貯蓄預金口座に適用いたします。

これまで本手数料は2021年4月1日以降に開設された個人の口座を対象としていましたが、長期間利用されていない口座の不正利用による被害防止の観点から、2021年3月31日以前に開設された口座および個人以外の口座にも適用いたします。

### 記

#### 1. 変更日

2023年4月1日（土）

#### 2. 変更内容

本手数料の適用対象となる口座

|     |   |
|-----|---|
| 変更後 | すべての普通預金口座・貯蓄預金口座<br>(2021年3月31日以前に開設された口座および個人以外の口座を含みます。) |
| 変更前 | 2021年4月1日以降に開設された個人の普通預金口座・貯蓄預金口座                           |

#### 3. 本手数料について

2年以上預け入れまたは払い戻し（お利息の元本への組入れおよび本手数料の引落しは除きます。）のない口座について、事前に未利用となっている口座に関する文書を郵送したうえで、年間1,320円（消費税込み）の手数料を対象となった口座から引落としさせていただきます。

当金庫では、未利用口座の管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を図ることを目的として本手数料を導入しています。

本手数料はあくまでも未利用の状態となった口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象となることはありません。

詳しくは、お取引店までお問合わせください。

以上